

恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空き家の需要の増加に応え、恵那市空き家バンク設置要綱（平成22年恵那市告示第100号の3。以下「設置要綱」という。）第2条第3号に規定する空き家バンクへの登録を促し、市内における空き家の有効活用を一層推進するため、空き家等の改修及び修繕等（以下「改修等」という。）、家財道具等の処分（以下「家財等整理」という。）、相続、表示登記等不動産登記（以下「登記手続等」という。）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する宅地建物取引業者が受けることのできる報酬のうち代理又は媒介に関するもの（以下「仲介手数料」という。）及び賃貸借契約で定められた賃借料の月額（以下「家賃」という。）に要した費用の一部を、入居者、所有者又は入居予定者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成27年告示60号の4・31年27号・令和元年44号の4・7年147号〕

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 設置要綱第2条に規定する空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 登録予定空き家 空き家バンク登録前の設置要綱第2条第1号に規定する空き家をいう。
- (3) 所有者 空き家又は登録予定空き家（以下「空き家等」という。）に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、法人を除く。
- (4) 入居者 所有者との賃貸借契約により空き家等を賃借することが決定し又は売買契約により新たに空き家等の所有者となることが決定している者をいう。
- (5) 入居予定者 賃貸借契約又は売買契約は未締結だが、賃借又は売買に係る所有者の同意が書面により得られている者で、改修等が完了するまでに賃貸借契約又は売買契約が締結できる者をいう。
- (6) 市税等 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税、使用料、保険料、負担金等、市区町村が個人から徴収すべきものをいう。
- (7) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。

一部改正〔平成27年告示60号の4・28年40号・令和元年44号の4・7年147号〕

(補助金交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 改修等に係る事業
- (2) 家財等整理に係る事業
- (3) 登記手続等に係る事業
- (4) 売却又は賃貸に係る事業
- (5) 賃借に係る事業

全部改正〔令和元年告示44号の4〕、一部改正〔令和7年告示147号〕

(補助金交付要件)

第3条の2 前条第1号の補助金の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす空き家とする。

- (1) 入居者又は入居予定者がいる空き家
- (2) 一戸建て住宅(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物のうち、長屋(2以上の住戸又は住室を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有しないものをいう。)及び共同住宅(2以上の住戸又は住室を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有するものをいう。))を除くものをいう。)の空き家
- (3) 補助金の申請年度内に改修等の完了が見込まれる空き家
- (4) 申請日を基準として平成23年8月1日以降にこの補助金の交付を受けていない空き家
- (5) 交付申請時に、入居者又は入居予定者が3年以上定住する意思がある空き家
- (6) 改修等の完了後30日以内に入居者又は入居予定者が当該地に住所を移転する空き家

2 前条第2号の補助金の対象は、前項の要件を全て満たす空き家又は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 登録予定空き家
- (2) 次条第1号の対象者が、登録予定空き家に対し第3条第2号の補助金を受ける場合は、事業完了後、空き家バンクに必ず登録すること。

3 前条第3号の補助金の対象は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 登録予定空き家
- (2) 次条第1号の対象者が事業完了後、空き家バンクに必ず登録すること。

追加〔令和元年告示44号の4〕

(補助金の対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第3条に規定する補助金の対象となる空き家等の所有者又は当該空き家等の所有者から売買若しくは賃借に係る同意が得られている入居者若しくは入居予定者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 遵守すべき関係法令等に違反していない者

一部改正〔平成27年告示60号の4・28年40号・令和元年44号の4・7年147号〕

(補助対象の除外者)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除外する。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の同一世帯の者が市税等の滞納者である場合
- (2) 空き家等の入居者、入居予定者又は現に空き家等に同居し、若しくは同居しようとする者が市税等の滞納者である場合
- (3) 3親等内の親族間において、空き家等に係る賃貸借契約又は売買契約を締結した場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

一部改正〔平成28年告示40号・令和元年44号の4〕

(補助対象の経費等)

第6条 改修等に係る補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 主要構造部、トイレ、風呂、台所、洗面所等の生活するために必要な改修、修繕及び耐震補強工事に要する50万円以上の経費
- (2) 交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに完了する改修等の経費
- (3) 市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する法人及び市内で事業を営む個人事業者が施工する改修等に要する経費
- (4) 国若しくは県の補助事業又は市の他の補助若しくは助成等の対象外の経費

2 家財等整理に係る事業の補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 空き家等の家財道具の搬出処分、清掃、敷地内の除草又は木伐採に要する5万円以上の経費
- (2) 交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに完了する家財等整理の経費
- (3) 市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する法人及び市内で事業を営む個人事業者が行

う家財等整理に要する経費。ただし、恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年恵那市条例第86号）第6条に規定する事業系一般廃棄物に係る経費は除く。

3 登記手続等に係る補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

（1） 所有権保存登記、表示登記、相続登記、その他空き家バンクに登録するために必要な不動産登記に関する5万円以上の経費

（2） 交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに完了する登記手続等の経費

4 売却又は賃貸に係る補助金の対象となる経費は、所有者が宅地建物取引業者に支払った仲介手数料とする。

5 賃借に係る事業の補助金の対象となる経費は、入居者が交付決定を受けた日の属する月の翌月（当該交付決定を受けた日が月の初日であるときは、その月）から起算して連続する6月の間に支払った家賃から住居手当（住宅に関する全ての手当をいう。）を差し引いた費用とする。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他市長が適当でないと認める費用を除くものとする。

全部改正〔令和元年告示44号の4〕、一部改正〔令和3年告示75号・7年147号・8年36号〕

（補助金の額）

第7条 第3条に掲げる事業の補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

（1） 前条第1項各号に規定する経費の2分の1の額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とし、150万円を上限とする。

（2） 家財等整理に係る事業の補助金の額は、前条第2項に規定する経費の2分の1の額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とし、10万円を上限とする。

（3） 登記手続等に係る補助金の額は、前条第3項に規定する経費の2分の1の額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とし、10万円を上限とする。

（4） 売却又は賃貸に係る補助金の額は、前条第4項に規定する経費の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とし、5万円を上限とする。

（5） 賃借に係る補助金の額は、前条第5項に規定する経費の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とし、6万円を上限とする。

全部改正〔令和元年告示44号の4〕、一部改正〔令和7年告示147号〕

（補助金の申請）

第8条 申請者は、第3条に掲げる事業の着手前に、恵那市空き家バンク活用支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて賃貸借契約又は売買契約の締結日から起算して6か月以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合はこの

限りでない。

- 2 家財等整理に係る補助金は、空き家バンク登録物件の売買又は賃貸契約成立に当たり、現所有者若しくは貸し主又は入居者若しくは入居予定者のうち、家財等整理を行うことになった者が申請する。
- 3 登録予定空き家に対して、家財等整理又は登記手続等に係る事業の補助金を申請する場合は、申請書に必要書類を添えて、各事業の着手の日の2週間前までに市長に提出しなければならない。
- 4 第3条に掲げる事業の補助金は、空き家等1戸につき1回限りの申請とする。

全部改正〔令和元年告示44号の4〕

(補助金の決定通知)

第9条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、恵那市空き家バンク活用支援補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。

一部改正〔平成27年告示60号の4・令和元年44号の4〕

(申請内容の変更等)

第10条 前条の決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて変更しようとするとき、又は交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、あらかじめ恵那市空き家バンク活用支援補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）にその内容が確認できる必要書類を添え市長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

- (1) 申請書の内容に関わること。
- (2) 第3条から第7条までに規定する補助金の交付の要件等に関わること。
- (3) 決定通知書の交付の条件に抵触すること。

- 2 市長は、前項の変更申請書を承認したときは、恵那市空き家バンク活用支援補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

一部改正〔平成27年告示60号の4・令和元年44号の4〕

(実績報告)

第11条 交付決定者は、交付決定を受けた事業を完了した日から30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、恵那市空き家バンク活用支援補助金実績報告書（様式第5号。以下「実

績報告書」という。)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、入居者は、当該空き家等の所在地で住民基本台帳に記録されているものとする。

- 2 登録予定空き家に対する家財等整理又は登記手続等に係る補助金の交付決定者は、空き家バンクへの登録を完了した日から30日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに実績報告書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成27年告示60号の4・令和元年44号の4〕

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、恵那市空き家バンク活用支援補助金交付確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により、交付決定者に通知するものとする。

一部改正〔平成27年告示60号の4・令和元年44号の4〕

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、恵那市空き家バンク活用支援補助金交付請求書(様式第7号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付は口座振込によるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。
- 3 市長は、第1項の請求書の提出を受けたときは、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

一部改正〔平成27年告示60号の4・令和元年44号の4〕

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、第9条の交付決定を行った事業の空き家等、交付決定者又は入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付されているときは、市長は、期限を定め、交付決定者にその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第3条から第7条までに規定する補助金の交付の要件等を満たさなくなったとき。
- (3) 交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、恵那市空き家バンク活用支援補助金交付取消通知書(様式第8号。以下「取消通知書」という。)により、

交付決定者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定に基づく返還額は、補助金交付日から起算した入居年数に応じてあん分し、1年に満たない場合は、入居年数に含めず計算するものとする。
- 4 第1項の規定に基づく返還について、賃貸による入居者が交付決定者の場合は、所有者が連帯してその責任を負うものとする。
- 5 市長は、前項の取消通知書を受けた者（同一世帯の者も含む。）から再度、申請書の提出があったときは、受理しないことができるものとする。

一部改正〔平成27年告示60号の4・28年40号・令和元年44号の4〕

（重複交付の禁止）

第15条 当該補助事業において次の各号のいずれかを受けた場合は、本要綱に基づく補助金は交付しないものとする。

- （1） 恵那市孫ターン補助金
- （2） 恵那市子育て世代引っ越し補助金
- （3） 恵那市えなで暮らそう奨励金
- （4） 恵那市新婚世帯えなで暮らそう奨励金

追加〔平成28年告示40号〕、一部改正〔令和3年告示75号・5年45号・7年147号〕

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成28年告示40号〕

附 則

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

一部改正〔平成28年告示40号・令和8年36号〕

附 則（平成27年4月1日告示第60号の4）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日告示第40号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日告示第27号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附 則（令和元年 9 月 2 日告示第44号の 4）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成31年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 3 条第 2 号及び第 3 号、第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 7 条第 2 号及び第 3 号、第 8 条第 2 項及び第 3 項並びに第11条第 2 項の規定は、令和元年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示により改正される前の告示の規定によりなされた交付申請、交付決定その他の行為は、この告示による改正後の告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この告示施行の際、現にこの告示による改正前の恵那市空き家改修事業補助金交付要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

（恵那市定住促進奨励金交付要綱の一部改正）

- 4 恵那市定住促進奨励金交付要綱（平成21年恵那市告示第37号）の一部を次のように改正する。
- 第10条中「恵那市空き家改修事業補助金交付要綱」を「恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱」に改める。

（恵那市子育て世帯等宅地購入応援事業補助金交付要綱の一部改正）

- 5 恵那市子育て世帯等宅地購入応援事業補助金交付要綱（平成28年恵那市告示第21号）の一部を次のように改正する。

第10条中「恵那市空き家改修事業補助金交付要綱」を「恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱」に改める。

（恵那市同居・近居応援事業補助金交付要綱の一部改正）

- 6 恵那市同居・近居応援事業補助金交付要綱（平成28年恵那市告示第22号）の一部を次のように改正する。

第11条中「恵那市空き家改修事業補助金交付要綱」を「恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱」に改める。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日告示第75号）

（施行日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附 則（令和3年9月30日告示第143号）

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附 則（令和5年3月29日告示第45号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月29日告示第147号）

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附 則（令和8年3月27日告示第36号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請を行う者について適用し、同日前に当該申請を行った者については、なお従前の例による。